

平成31年第1回上三川町議会定例会会議録

平成31年3月4日（月）

1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、常任委員会付託）
（平成31年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）

平成31年3月4日～3月20日

町議会定例会会議録

平成31年3月4日第1回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第3番 海老原友子
第4番 神藤 昭彦	第5番 小川 公威
第6番 志鳥 勝則	第7番 高橋 正昭
第8番 稲川 洋	第9番 勝山 修輔
第10番 津野田重一	第11番 生出 慶一
第12番 稲見 敏夫	第13番 松本 清
第14番 稲葉 弘	第15番 石崎 幸寛
第16番 田村 稔	

3. 欠席議員

第2番 宇津木宣雄

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 報告第1号 議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更
武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割1号）） |
| 日程第4 | 報告第2号 議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更
武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割2号）） |
| 日程第5 | 議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第2号 上三川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第3号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第4号 上三川町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第9 | 議案第5号 上三川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第6号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第7号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第8号 上三川町人権教育推進協議会条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第13 | 議案第9号 上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第14 | 議案第10号 上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 上三川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 上三川町農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第17号 上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第18号 上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 |

を改正する条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第23 | 議案第19号 | 上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 町道路線の認定について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 平成30年度上三川町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第26 | 議案第22号 | 平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第27 | 議案第23号 | 平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第28 | 議案第24号 | 平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第29 | 議案第25号 | 平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第30 | 議案第26号 | 平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第31 | 議案第27号 | 平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第32 | 議案第28号 | 平成31年度上三川町一般会計予算 |
| 日程第33 | 議案第29号 | 平成31年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第34 | 議案第30号 | 平成31年度上三川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第35 | 議案第31号 | 平成31年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第32号 | 平成31年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第37 | 議案第33号 | 平成31年度上三川町水道事業会計予算 |
| 日程第38 | 議案第34号 | 平成31年度上三川町下水道事業会計予算 |

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

平成31年第1回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定を初め、平成31年度当初予算などの重要議案が提出されております。議員各位におかれましては慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待申します。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成31年第1回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。2番、宇津木宣雄君から欠席する旨連絡がありましたので、ご報告します。5番、小川公威君については、遅参する旨連絡がありましたので、報告します。

(欠席議員 2番 宇津木宣雄君)

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成30年11月分から平成31年1月分までの3カ月分、及び平成31年2月に実施された定例監査結果報告書が提出されております。

組合議会関係では、平成30年第4回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

次に、去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、生出慶一議員が地方議会議員の自治功労者として表彰されました。よって、表彰状の伝達を行います。

生出議員は中央で北向きにお立ちいただきたいと思っております。

(表彰状伝達・授与・拍手)

以上で表彰状の伝達、諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、6番・志鳥勝則君、7番・高橋正昭君を指名いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました平成31年第1回町議会定例会の会期運営につきまして議長より諮問され、2月7日及び21日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告2件、議案34件、一般質問通告者は6名であります。会期につきましては、本日3月4日から3月20日までの17日間といたします。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、そのうち、議案第1号の人事案件については委員会付託を省き、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第2号から議案第20号までにつきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案21号から議案27号までの補正予算については、提案理由の説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

議案28号から議案34号までの平成31年度当初予算については、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目及び3日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、2日目4名、3日目2名といたしました。

4日目、6日目及び7日目は休会といたします。

5日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

9日目から12日目まで、及び16日目は予算特別委員会を開き、31年度当初予算の審査をお願いいたします。

13日目から15日目までは休会といたしますが、15日目は各常任委員会等の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

17日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告後、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から20日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から20日までの17日間と決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告について（工事

請負契約の変更 武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割1号）」及び日程第4、報告第2号「議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更 武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割2号）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号及び報告第2号「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年6月18日に工事請負契約を締結しました武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事 分割1号及び分割2号において、当初設計では見込めなかった事由から、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項であります変更請負契約の締結を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号及び報告第2号は、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第5、議案第1号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第1号「副町長の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る3月31日をもちまして、現副町長隅内久雄氏の任期が満了となることから、地方自治法第162条の規定に基づき、引き続き隅内氏を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めため提案するものでございます。

隅内氏は、平成27年4月、副町長に選任後、それまでの行政経験や社会福祉協議会事務局長としての経験を生かし、卓越した手腕で本町発展のためにその力を発揮いただいております。同氏を再度副町長に選任することで、さらなる町の発展を図るべく提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、質疑・討論を省略することに決定しました。

これから採決いたします。

議案第1号「副町長の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第6、議案第2号「上三川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「上三川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、地方公務員法第16条により、職員の欠格条項が規定されております。そのうち、禁錮以上の刑が確定しても、執行猶予がつき、その罪に過失かつ情状の余地がある場合、失職としないことができる旨の規定を設けるため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第7、議案第3号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第3号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、国家公務員が、人事院規則において超過勤務時間に上限を設けられます。国公準拠の観点から、同様の上限を規則で設けるための委任規定を追加し、また、結婚に伴う特別休暇について、現在の状況を鑑みて、結婚後1カ月以内から、6カ月以内に取得可能な期間を延長するため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

繰り返しになりますが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員

会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第4号「上三川町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第4号「上三川町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、交通安全指導員の任期に関しまして、これまで任期延長は年齢70歳に達した日後、最長73歳まで可能としていたものを、就労者を取り巻く社会情勢の変化や県内の他市町との整合を図ることから、最長75歳までの延長を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第5号「上三川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第5号「上三川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図り、行政財産及び電気自動車用急速充電器の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第6号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、消防団員の公務災害補償及び退職報償金の支給について、消防組織法第24条第1項及び第25条により、条例に明記する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び被保険者の負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の医療保険分の賦課限度額の引き上げ、医療保険分の均等割の引き下げを行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第8号「上三川町人権教育推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町人権教育推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町内の幼稚園が認定こども園に認定されることに伴い、人権教育推進協議会委員に加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第9号「上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年、2019年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るための使用料の改定及び施設の利用向上を図り、施設の使用時間拡大のため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第14、議案第10号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年、2019年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図り、使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第15、議案第11号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第11号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問なんですけども、2点なんですけども、1点はですね、職員の配置、これがこの改正でどうなるのかということと、あと資格基準ということでもありますけども、これはどういうふうになるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず、1点目の職員の配置でございますが、この条例改正に伴いまして、現在実施しております放課後児童クラブの運営に関して、職員の配置自体は変更はないものと考えております。

それと、資格基準に関しましてのご質問でございますが、今回の条例改正につきまして変更された部分を申し上げますと、資格要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されたということでございます。

現時点で専門職大学の前期課程を修了した者がおりません。と申しますのは、4月から始まります専門職大学でございますので、現時点ではその資格を満たす者はいないということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第16、議案第12号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第12号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成29年11月1日に策定した第3期上三川町財政適正化計画に基づき、いきいきプラザの使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改定の主な内容といたしましては、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方を除いたいきいきプラザ利用者の施設使用料を一律で8%程度上げるものでございます。また、プール1コース当たりの専用使用料も新たに追加しております。これは、コースを専用利用する団体から使用料収入を確保できるようにするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はございませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 8%の値上げということなんですけども、どのぐらいの増額になるんですか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁、健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 今回の使用料の改定によりまして、平成31年度につきましては200万円程度、32年度以降は1年度当たり300万円程度の減額となります。

以上です。

(「減額？」の声あり)

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 申しわけありません。使用料収入、上がりますと、その分が町でお支払いしています指定管理料、こちらを減額するという形で、予算後には反映する形になりますので、その分が収入増になります。それに見合った分が、ただいま言いました200万円、300万円の減ということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他。6番、志鳥勝則君。

すいません、志鳥議員。所管の委員なんで、委員会で質問してください。申しわけないです。

その他、質問ございませんか。

(「所管じゃないよ」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 俺んどこ入ってないよ。

○議長【田村 稔君】 志鳥議員、産業厚生でいいんですよね？ 間違いないですよ。はい。すいませんでした。

その他、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第17、議案第13号「上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第13号「上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、歯及び口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策を初めとする町民の健康づくりに果たす役割が大きいことから、町民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定するものでございます。

施策を効果的に進めるため、町及び町民、並びに関係機関等それぞれの責務を明らかにし、また、具体的な取り組みに関しましては、今年度策定いたしました第2期健康増進計画の中に歯科保健計画として定めております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問です。2月18日、下野新聞にですね、本県の小学生18年度虫歯なしということで記事が載ってたんですけども、上三川町の町内におけるですね、割合、どういうふうな割合になってるのか、わかればですね、ぜひお聞きしたいんですけども。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 上三川町におきましての数字となりますと、この間、全協のときに健康増進計画、議員の皆様にお示ししましたが、その中で第1期計画の最終評価ということでご報告しております。例えば、3歳児の虫歯の有病率という指標におきましては、現在目標値25%につきまして最終値15.7%、それと、小学生の虫歯の未処置の率ですね、こちらにつきましては目標値50%に対しまして54.3%。今回、町のほうで掴んでおります数字としましては、それでありまして、

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第18、議案第14号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第14号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、介護認定審査会委員の定数変更、及び介護給付費準備基金の処分に関する規定の変更のため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第19、議案第15号「上三川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第15号「上三川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年、2019年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図り、利用者の利便性に応じた利用料金の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第20、議案第16号「上三川町農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第16号「上三川町農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年、2019年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図り、使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第21、議案第17号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第17号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」をご説明いたします。

本案件は、現在整備している上三川いきいきプラザ農産物直売所の管理・運営につきまして、平成31年度から3年間、公共的団体である宇都宮農業協同組合を指定管理者と指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第22、議案第18号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第18号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町と栃木県土地開発公社で整備を進めております、上三川インター南産業団地の区域を市街化区域に編入し、用途地域を指定することにあわせて、周辺環境と調和した産業団地を形成することを目的に地区計画を定め、建築物の用途などを制限するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第23、議案第19号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第19号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年、2019年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図り、施設の使用料等の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第24、議案第20号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第20号「町道路線の認定について」、ご説明いたします。

本案件は、道路法第8条第1項の規定により、民間開発団地の開発に伴い、町に帰属した道路を町道として認定したいので、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第25、議案第21号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」から、日程第31、議案第27号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第21号から議案第27号までを一括説明いたします。

まず、議案第21号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するとともに、歳入歳出予算額の確定、もしくは確定見込みのもの、さらに繰越明許費の計上、地方債の追加及び変更とあわせ、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入につきまして、町税では、個人町民税及び法人町民税の増額補正をいたします。地方交付税では、特別交付税の増額補正をいたします。国庫支出金では、児童手当に係る負担金及び保育所等整備交付金を減額補正いたします。県支出金では、地籍調査事業に係る負担金の減額補正を、安心こども特別対策事業に係る補助金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金及び町債管理基金繰入金を減額補正いたします。町債では、衛生債を減額補正いたします。

歳出につきまして、議会費では、費用弁償及び普通旅費を減額補正いたします。総務費では、庁舎・設備維持修繕事業に係る委託料及び工事請負費を減額補正いたします。民生費では、県後期高齢者医療広域連合への負担金及び児童手当に係る扶助費を減額補正いたします。衛生費では、小山広域保健衛生組合への、し尿処理に係る負担金を減額補正いたします。農林水産業費では、産地パワーアップ事業に係る補助金を減額補正いたします。商工費では、地域おこし協力隊事業に係る報酬等を減額補正いたします。土木費では、地籍調査事業に係る委託料等を減額補正いたします。消防費では、ハザードマップ作成事業に係る委託料を減額補正いたします。教育費では、幼稚園就園奨励費に係る補助金を減額補正いたします。

さらに、繰越明許費といたしまして、栃木県議会議員選挙費、道路整備事業、公園維持管理事業、及び富士山地区市街地整備事業の計上を地方債補正といたしまして、児童福祉施設解体事業及び河川護岸整備事業の追加、並びに最終処分場整備事業、農村環境改善センター改修事業、道路新設改良事業及び義務教育施設整備事業に係る地方債の限度額を変更いたします。

この結果、補正予算の総額は、3億385万9,000円の減額となり、補正後の平成30年度一般会計予算を105億8,828万1,000円とするものでございます。

次に、議案第22号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入では、退職被保険者等保険税の収入見込額の減、歳出では、保険給付費の一般被保険者に対する支出見込額の増及び退職被保険者に対する支出見込額の減などで、歳入歳出247万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,533万8,000円とするものでございます。

次に、議案第23号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入では、国・県負担金の交付見込みによる減等、歳出では、地域密着型介護サービス給付費の減、施設介護サービス給付費の増など介護給付費等の増減で、歳入歳出6,559万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,898万2,000円とするものでございます。

次に、議案第24号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金が増額、歳出では、機構改革に伴う機器の配線移設費用の増額で、歳入歳出9万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,633万4,000円とするものでございます。

次に、議案第25号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に町債の減額、歳出では、主に事業費の確定に伴う委託料及び工事請負費の減額のため、歳入歳出それぞれ7,231万2,000円を減額し、総額を11億7,441万8,000円とするものでございます。

次に、議案第26号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では、主に公課費及び需用費の減額のため、歳入歳出それぞれ544万円を減額し、総額を3億1,567万8,000円とするものでございます。

次に、議案第27号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

資本的収入における補正減額1,130万円の内容は、事業費の確定見込みに伴い出資金及び工事負担金を減額するものでございます。

また、資本的支出における補正減額2,200万円の内容につきましても、事業費の確定見込みに伴い工事請負費及び委託料を減額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第21号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、1目個人4,000万円の増でございますが、給与特別徴収の見込みが当初より増となったものでございます。2目法人3億9,200万円の増でございますが、予定申告等の増によるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第3款第1項1目利子割交付金でございますが、歳入実績により360万円の増額補正をするものでございます。

第7款第1項1目自動車取得税交付金につきましても、同じく歳入実績により800万円の増額補正をするものでございます。

第8款第1項1目地方特例交付金、補正額674万1,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

第9款第1項1目地方交付税でございますが、震災復興特別交付税の交付を受けられる見込みであることから5,500万円を増額するものでございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,064万5,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により7万2,000円の増額、低所得者介護保険料軽減負担金は、対象者の減により3万6,000円の減額を、2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴いまして2,053万7,000円の減額を、同じく、第2項国庫補助金、2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金で事業費の確定見込みにより317万3,000円、子ども・子育て支援整備交付金では事業費の確定見込みにより50万1,000円を、保育所等整備交付金では、しらさぎ幼稚園の認定こども園化で、県補助への振りかえによりまして3,590万円をそれぞれ減額補正し、新たに新規補助事業

として採択されました保育対策総合支援事業で71万円を増額補正するものでございます。3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金では、浄化槽設置整備事業で事業費の確定見込みにより26万円の減額をするものでございます。

4目、失礼しました。先ほど説明しました第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,064万5,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により7万2,000円の増と申しましたが、訂正をお願いします。7万2,000円の減額でございます。

それでは戻りまして、2節児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金で、事業費の確定見込みにより317万3,000円、子ども・子育て支援整備交付金では、事業費の確定見込みにより50万1,000円を、保育所等整備交付金では、しらかぎ幼稚園の認定こども園化で県補助への振りかえにより3,590万円をそれぞれ減額補正し、新たに新規補助事業として採択された保育対策総合支援事業で71万円を増額補正するものでございます。3目衛生費補助金、1節保険衛生費補助金では、浄化槽設置整備事業で、事業費の確定見込みにより26万円の減額をするものでございます。4目土木費補助金258万円の減額補正につきましては、1節道路橋梁費補助金で205万円の減額、2節住宅費補助金で53万円の減額、ともに社会資本整備総合交付金事業で、交付金の額の確定により減額補正するものでございます。6目消防費補助金では、ハザードマップ作成事業で社会資本整備総合交付金事業として採択されましたことによりまして91万2,000円を増額補正するものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金431万8,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により53万1,000円を、ページのほう、14、15ページをお開き願います。低所得者介護保険料の軽減負担金の額の確定見込みにより1万8,000円の減額を、2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴い483万1,000円の減額補正をするものでございます。2目土木費負担金1,639万8,000円の減額補正につきましては、1節土木管理費負担金で、地籍調査事業の交付額の確定により減額をするものでございます。

同じく第2項県補助金、1目民生費補助金1,511万1,000円を増額補正につきましては、1節社会福祉費補助金で、重度心身障害者医療費の支給見込みの増により56万1,000円の増額を、2節児童福祉費補助金で、子ども医療費対象者見込みの減によりまして687万4,000円の減額を、1歳児担当保育士増員事業で入所者数の増により189万円の増額を、第三子以降保育料免除事業で対象者の減によりまして49万6,000円の減額を、子ども・子育て支援交付金で事業費の確定見込みにより317万3,000円の減額を、安心こども特別対策事業で、しらかぎ幼稚園の認定こども園化で、先ほど国庫補助金からの振りかえによりまして2,367万円を増額、栃木県食物アレルギー対応給食提供事業で34万2,000円を、子ども・子育て支援整備交付金で12万5,000円をそれぞれ、事業費の確定見込みによりまして減額補正するものでございます。2目衛生費補助金46万3,000円の減額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置整備事業費の額の確定見込みにより11万7,000円を、健康増進事業で額の確定により34万6,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。3目農林水産業費補助金、1節農業費補助金2,134万8,000円の

減額補正につきましては、経営所得安定対策直接支払推進事業で29万8,000円、農地集積推進事業で217万3,000円、新規就農総合支援事業で168万2,000円、多面的機能支払事業で13万4,000円、産地パワーアップ事業で1,703万1,000円、人・農地問題解決加速化支援事業で3万円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。5目土木費補助金、1節住宅費補助金26万5,000円の減額補正につきましては、民間住宅耐震診断等助成事業で、事業費額の確定により減額するものでございます。6目教育費補助金189万8,000円の増額補正につきましては、1節小学校費補助金で、県被災児童就学支援等事業で22万9,000円を、2節社会教育費補助金で、国体競技施設整備費補助金で154万3,000円を、3節中学校費補助金で、県被災生徒就学援助等事業で12万6,000円を、いずれも事業費額の確定により増額補正をするものでございます。7目総務費補助金、1節総務管理費補助金につきましては、わがまち未来創造事業で事業が補助採択されたことによりまして、一般財源の77万5,000円を、県補助金に財源の組み替えを行うものでございます。

第14款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金20万7,000円の減額補正につきましては、4節統計調査費委託金で、それぞれ交付額の確定によりまして、工業統計調査費で9万円の減額、住宅・土地統計調査費で12万4,000円の減額、経済センサス費で7,000円の増額をするものでございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子収入16万7,000円の増額補正につきましては、財政調整基金の利子収入増によるものでございます。第2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却収入381万6,000円の増額補正につきましては、公共物売却収入としまして、町内3カ所の旧道路払い下げによるものでございます。2目1節物品売却収入124万7,000円の増額補正につきましては、公用車及び旧大山保育所備品等の売り払いによるものでございます。

ページ16、17ページをお開き願います。第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億6,590万円の減額、並びに2目町債管理基金繰入金1億9,110万円の減額につきましては、町民税等の増額に伴いまして繰入額を減額補正するものでございます。

第19款諸収入、第4項3目雑入712万2,000円の増額補正につきましては、2節雑入で、派遣職員給与等経費としまして、栃木県との人事交流職員の給与等経費540万円を、また、長寿社会づくりソフト事業費交付金としまして、子ども・子育て支援事業計画策定に係る交付金172万2,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

第20款第1項町債、1目衛生債9,000万円の減額補正につきましては、1節清掃債で、最終処分場整備事業で事業費の確定により減額、2目農林水産業債、1節農業債280万円の減額補正につきましては、農村環境改善センター改修事業で事業費の確定により減額、3目土木債、1節道路債190万円の減額補正につきましては、道路維持事業で交付金の額の確定により減額、3節河川債2,100万円の増額補正につきましては、河川護岸整備事業で交付税措置のある起債が認められたことにより増額補正するものでございます。5目教育債、3節給食施設債690万円の減額補正につきましては、給食センター設備更新事業で事業費の確定により減額するものでございます。6目民生債、1節福祉

債270万円の増額補正につきましては、児童福祉施設解体事業としまして、旧大山保育所解体事業のうち石綿対象部分ですね、これにつきまして交付税措置のある起債が認められたため増額するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 歳出についてご説明いたします。予算書18ページ、19ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、1目議会費、9節旅費80万3,000円の減額は、議員研修等の研費先が予定より遠方でなかったため旅費が安価だったことにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 補正予算書18ページ、19ページでございます。

第2款第1項1目一般管理費、まず4節共済費、こちらにつきましては産休等の代替として雇います臨時職員が当初より少なかったことによる175万円の減額でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、市町村交流職員、当初予定より県との交流が1組できたために、先ほど歳入でございました、町で受け入れてる職員のほうは歳入、町から、失礼しました。町で派遣してる職員の分については歳入で受けまして、こちらにつきましては県から町に派遣されてる者の人件費負担分として負担金を払うものでございます。次に、3目財産管理費、11節需用費、燃料費104万9,000円、こちらにつきましては昨年夏の異常気象による燃料使用量の増加に伴うものでございます。光熱水費65万円の減、こちらにつきましては電気料が、燃料調整費が予定より安くなったことにより減額するものでございます。修繕料21万7,000円につきましては、玄関、西側駐車場等の街灯ですね、の修繕の費用でございます。13節委託料、工事設計219万2,000円の減につきましては、平成30年度予定しておりました庁舎の大規模改修が、予定より庁舎全体の傷みが激しいため、大規模改修計画の全面見直しをするために、中止のため減額するものでございます。不動産鑑定評価25万3,000円の減、こちらは額の確定による執行残でございます。15節工事請負契約費7,952万3,000円の減、こちらは委託料と同様、庁舎大規模改修工事につきまして、庁舎全体の傷みが激しいため、改修計画の見直しのため今回は見送るということで減額したものでございます。6目コミュニティ推進費、14節使用料及び賃借料19万1,000円の減、こちらはコミュニティー施設へのAEDの設置に伴いまして、入札の結果、執行残19万1,000円を減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、7目財政管理費、25節積立金でございます。補正額16万7,000円の増額、これにつきましては、財政調整基金の利子収入増によりそれらを積み立てるものでございます。8目企画費につきましては、わがまち未来創造事業で事業が補助採択されたことにより財源の組み替えを行うものでございます。9目公共交通費392万3,000円の減額、これにつきましては、13節委託料で、デマンド交通運行事業で約1万4,200人分の運賃収入額460万円を減額。これにつきましては、契約の中で委託料として契約してございますが、運賃収入を差し引いて支

払うため、今回契約の中でそういった契約を結んでおりますので、減額をするものでございます。19節負担金、補助及び交付金で、事業費の確定により、生活バス路線維持事業で63万7,000円、バス運行対策費補助事業で4万円をそれぞれ減額するものでございます。11目情報管理費594万2,000円の減額、これにつきましては、13節委託料345万2,000円の減額、14節使用料及び賃借料249万円の減額、これらはいずれも事業費の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 続きまして、第2項徴税费についてご説明いたします。2目賦課徴収費、委託料100万5,000円の減の内訳でございしますが、元号改正に伴う税公金システム改修による9万4,000円の増と、地籍調査事業の確定により備えつけ図面の修正委託料109万9,000円が減となるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 2款4項3目栃木県議会議員選挙費、7節賃金12万9,000円、12節役務費91万7,000円、13節委託料11万5,000円、14節使用料及び賃借料13万円、こちらにつきましては、当初4月第2週、第4週で統一地方選のほうが予定されておりました。ところが、諸般の事情により、国のほうで統一地方選の実施が4月第1週、第3週で実施されることに伴いまして、県議会選挙の費用が新年度では賄えないということで、今回補正で上げるものでございます。

以上、選挙費の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほど説明しました公共交通費の中で、負担金、補助及び、19節ですね、交付金67万7,000円の増額でございしますが、1つに生活バス路線維持事業で63万7,000円の増額、もう1つしまして、バス運行対策費補助事業で4万円の減額と説明してしまいましたが、4万円の増額でございします。訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

それでは続きまして、20、21ページをお開き願います。

第5項統計調査費、1目統計調査総務費でございします。20万2,000円の減額。これにつきましては統計事業の事業費の確定によりまして、1節報酬で16万2,000円を、8節報償費で4万円を減額補正するものでございします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額27万6,000円の増につきましては、15節工事請負費で、本郷地域福祉センターに設置していましたが一部の遊具が破損したことにより撤去処分する予算として13万5,000円を計上し、25節積立金でふるさと納税として採納した14万1,000円を計上いたしました。2目障害者福祉費、補正額640万6,000円の増につきましては、15節工事請負費で、こども発達支援センターおひさまの家で実施いたしました安全対策施設等工事の執行額が確定いたしましたので、残額の48

万6,000円を減額いたします。20節扶助費では、重度心身障がい者医療費におきまして1人当たりの支給額が増加していることにより143万6,000円の増額を、23節償還金、利子及び割引料では、平成29年度分の障がい者自立支援給付費及び障がい者医療費の国県補助金を返還する予算として545万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、5目老人福祉費補正額2,157万4,000円の減額についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の1,415万1,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の精算確定によるものでございます。28節繰出金742万3,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計それぞれの確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額3,508万1,000円の減につきましては、上三川小学校の第2学童クラブを開設するために予算化しておりました11節から18節までの経費でございますけれども、開設予定を2019年度に延期したため、それぞれ減額するものと、20節扶助費で児童手当の対象人数が減となる見込みであることから2,450万円の減額をするものとして計上いたしました。2目母子福祉費、補正額766万円の減につきましては、13節委託料で児童医療に係る診療報酬明細書審査料の、審査件数が減となる見込みがありますので66万円を減額し、20節扶助費で児童医療費の助成件数が減となる見込みであることから700万円を減額するものでございます。3目保育所費、補正額1,381万2,000円の減につきましては、特定教育・保育施設等助成事業の補助金額が確定見込みとなりましたので、1,381万2,000円の減額をするものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の補正につきましては、まず、7節賃金の102万2,000円の減額は、臨時保健師の雇用日数が当初見込みより少なかったことによる減です。19節負担金、補助及び交付金の50万円の増額は水道事業に対する負担金で、富士山地区の道路新設に伴う水道管布設工事費が増額したことによるものです。24節投資及び出資金の880万円の減額は、水道事業への出資見込額が当初見込みを下回ったことによるものです。

続きまして、2目予防費の補正額130万円の減額は、予防接種の接種者等が当初見込みを下回ることによる13節委託料の減でございます。

22、23ページをお開きください。

続きまして、6目ががん・結核等対策費の補正につきましては、健康増進事業に係る県補助金額の確定により減額となりました34万6,000円を一般財源に組み替えるものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、7目環境整備費の119万円の減額につきましては、19節負担金、補助及び交付金で合併処理浄化槽の申し込み件数の減少に伴うものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 続きまして、第2項清掃費、2目じん芥処理費は2,333万3,000円の減額でございます。13節委託料の818万5,000円の減額は、可燃ごみ収集運搬業務委託の契約額の確定により減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金の1,514万8,000円の減額は、小山広域保健衛生組合のし尿処理費の額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 続きまして、第6款第1項2目農業総務費でございますが、これは給料等における財源の組み替えによる補正となっているものでございます。続きまして、3目農業振興費2,383万8,000円の減額補正でございますが、1節報酬の20万2,000円の減額は、農業振興地域促進協議会の開催について3回の開催を予定しておりましたが、諮問に付する案件の関係で1回の開催になりましたことから減額するものでございます。また、8節報償費の4万5,000円の減額は、人・農地プラン検討委員会の開催について2回の開催を予定しておりましたが、人・農地プランに掲載する経営体の発生状況の関係で1回の開催になりましたことなどから減額するものでございます。また、11節需用費の2万3,000円の増額は、国の支援事業に対する推進事務費について、交付される補助金の確定に伴い増額するものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金の2,361万4,000円の減額は、補助金の農業近代化資金等利子補給48万8,000円の減額と園芸産地振興対策事業200万円の減額、産地パワーアップ事業1,703万1,000円の減額、さらには交付金の農地集積協力金217万3,000円の減額、農業次世代人材投資資金168万2,000円の減額、多面的機能支払24万円の減額は、いずれも事業費の確定に伴い減額するものでございます。続きまして、5目農地費の919万円の減額補正でございますが、19節負担金、補助及び交付金の375万円の減額は、県が実施するかんがい排水事業への負担金について、国庫補助事業で実施することになりましたことに伴い、負担率が2分の1から4分の1に下がることになりましたことから補正するものでございます。また、28節繰出金の544万円の減額は、農業集落排水事業特別会計の確定見込みにより歳出額が減額になりますことから、繰出金について減額するものでございます。続きまして、6目改善センター費の補正でございますが、これは農村環境改善センターの屋根防水改修工事における財源の組み替えによる補正となっているものでございます。続きまして、7目農業再生対策推進費の229万8,000円の減額補正でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、農業再生対策推進事業200万円の減額は、農業再生協議会における事業費の確定見込みにより町からの補助金を減額し、また、経営所得安定対策直接支払推進事業29万8,000円の減額は、

交付される補助金の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、第7款第1項2目商工振興費の554万1,000円の減額補正でございますが、1節報酬の199万2,000円の減額、4節共済費の29万5,000円の減額、9節旅費の4万8,000円の減額、11節需用費の11万9,000円の減額、12節役務費の51万2,000円の減額は、いずれも地域おこし協力隊に係る経費となっているもので、募集を行いましたに応募者がなく採用に至らなかったため、減額するものでございます。

24、25ページをお開き願います。次に、19節負担金、補助及び交付金の257万5,000円の減額でございますが、中小企業事業資金融資信用保証料100万円の減額は事業費の確定見込みにより、中小企業事業資金融資利子補助85万5,000円の減額は事業費の確定により減額するものでございます。また、地域おこし協力隊活動支援72万円の減額は、地域おこし協力隊の採用がなかったことにより減額するものでございます。続きまして、3目消費者保護費の75万1,000円の増額補正でございますが、これは13節委託料の増額によるもので、4月からの組織の見直しに伴い、消費生活センターに設置されました全国消費生活情報ネットワークシステムの移設が必要になりますことから、その経費について増額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、2目地籍調査費の補正額1,942万2,000円の減につきましては、県負担金の額が確定したことにより、7節賃金の64万7,000円、9節旅費の6万円、11節需用費の15万円、13節委託料の1,856万5,000円を減額するものです。

次に、第2項道路橋梁費、2目道路維持費の補正額410万円の減につきましては、道路維持事業に關します国の交付決定額が確定したことにより、15節工事請負費を減額するものでございます。次に、3目道路新設改良費の補正額888万9,000円の増につきましては、県が進めています武名瀬川整備事業に伴う町道橋のかけかえのための設計業務におきまして、町の費用負担が生じたため、19節負担金、補助及び交付金を増額するものでございます。

次に、第3項河川費、1目河川総務費は財源の組み替えによるものでございます。

次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費の補正額1,666万1,000円の減のうち、1節報酬の15万5,000円は、都市計画審議会の報酬費が確定したために減額するものでございます。次に、13節委託料の875万9,000円は、願成寺地区市街地整備事業の街区公園整備事業において、建設用地が確定しなかったため、測量・設計業務を実施することができなかったことにより減額するものでございます。次に、17節公有財産購入費の193万5,000円は、富士山地区市街地整備事業の公園用地取得費の額が確定したため減額するものでございます。また、28節繰出金の581万2,000円は、公共下水道事業費の減額に伴い減額するものでございます。次に、3目街路事業費の補正額1,089万3,000円の増につきましては、11節需用費の87万5,000円は駅東通り及び上三川通り等の街路灯の修繕を行うために増額するものでございます。また、17節公有財産購入費の1,001万8,000円は、町道2-22号線、公園通りの道路用地取得を行うために増額するも

のでございます。なお、土地の取得は、土地開発基金により年度末に先行取得しておりまして、補正予算の可決後、基金への償還をするものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 続きまして第5項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の106万円の減でございますが、民間住宅の耐震診断、改修等に対します補助額の確定により減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 補正予算書26、27ページをごらんください。第9款第1項4目水防費、補正額93万5,000円の減、こちらにつきましては、平成30年度作成しましたハザードマップが入札執行残を減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第10款教育費についてご説明させていただきます。第1項教育総務費、2目事務局費、補正額99万2,000円の増額のうち、24節投資及び出資金12万円の増額につきましては、ふるさと人材育成奨学基金への指定寄附を基金に積み立てるものです。同じく25節積立金87万2,000円の増額は、ふるさと納税に伴う受入額を義務教育施設整備基金に積み立てるものでございます。次に、3目教育研究所費560万6,000円の減額につきましては、12節役務費で、小学校でのタブレット型端末の使用が、安定した使用環境を整えるために8月からの使用開始となったこと、及び小中学校で導入でタブレットの台数がふえ、基本料金を下げることができ、通信運搬費に265万2,000円の不用額が見込まれるため、減額補正するものでございます。次に、13節委託料では、ALT配置事業において、ALTの派遣費用及びサポート業務における事業費の確定により、不用額合わせて149万1,000円を、また、中学生海外派遣事業においても、事業費の確定による不用額110万5,000円を減額するものです。14節使用料及び賃借料については、小学校でのタブレット導入の際、当初2種類のソフトウェアの使用を予定しておりましたが、内容を検討し、1種類を選択したことによる不用額35万8,000円を減額補正するものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時、再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 先ほどの補正予算の説明の中で、補正予算書20、21ページの第4款衛

生費の2目予防費の補正の理由としまして、予防接種の接種者が見込みを下回ったためとご説明いたしましたが、正しくは妊婦健診の受診者が見込みを下回ったためでございます。訂正させていただきます。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 それでは、一般会計補正予算書（第7号）の26、27ページのご説明をさせていただきます。第10款教育費、第1項教育総務費、4目幼稚園費、補正額1,231万4,000円の減につきましては、補助金額の確定見込みにより幼稚園就園奨励費と第3子以降子育て支援費をそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第2項小学校費、2目教育振興費及び第3項中学校費、2目教育振興費につきましては、特定財源として県補助金の歳入が見込めたことにより財源内訳を変更するものでございます。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費についてご説明いたします。2目公民館費、14節使用料及び賃借料15万円の減額補正につきましては、昨日開催いたしました公民館フェスティバルにおいて、当初、映画会の実施を計画し、フィルム借上料を計上しましたが、今回、映画会を行わず、宇都宮動物園による移動動物園を実施したことによるものです。

次に、第5項保健体育費、3目体育施設管理費1,004万4,000円の減額補正ですが、内容は、13節委託料549万7,000円の減額では、体育センター耐震補強大規模改修工事の設計業務委託費の確定による518万4,000円の減額、体育センターにおいて行いました、柱と屋根の接合部分の補修工事に伴う工事監理費の確定による31万3,000円の減額補正でございます。また、15節工事請負費の454万7,000円の減額補正は、先ほど委託料で申し上げました体育センターの屋根接合部分補修工事費が確定したことによる減額補正でございます。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、4目給食センター費におきましては、給食センター設備更新事業の財源の組み替えによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、28ページ、29ページをお開き願います。第12款第1項公債費、1目元金で1,009万7,000円の減額、2目利子で984万7,000円の減額、これらにつきましては、地方債元金償還額及び地方債利子償還額の確定によるものでございます。

続きまして、第14款第1項1目予備費の8万1,000円の減額補正につきましては、端数調整でございます。

ページを戻っていただきまして、8ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり、第2款総務費、

第4項選挙費、栃木県議会議員選挙費の32万5,000円から第8款土木費、第4項都市計画費、富士山地区市街地整備事業の180万円までの4事業につきまして、いずれも平成30年度内の事業完了が困難であるため、それぞれ繰越明許を行うものでございます。

続きまして、第3表地方債補正でございます。まず、最初に追加でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり新たに8の河川護岸整備事業、9の児童福祉施設解体事業の2事業につきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等につきまして定めるものでございます。

次に、変更でございます。1の最終処分場整備事業から6の義務教育施設整備事業までの4事業につきましては、先ほど歳入の町債で説明いたしました増減のとおり補正後の限度額を定めるものでございます。

以上で、平成30年度上三川町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 それでは、続きまして、議案第22号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第1款第1項保険税、2目退職被保険者等保険税461万1,000円の減額は、退職医療被保険者数が当初見込みより減ったことによるものです。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目災害臨時特例補助金26万2,000円は、東日本大震災関連補助金の確定によるものです。

第5款県支出金、第2項県補助金、1目保険給付費等交付金231万7,000円の減額は、保険給付費の減額に伴い、普通交付金の補正を行うものです。

第9款第1項繰入金、1目基金繰入金300万円につきましては、保険税の減により歳入が不足するため基金を繰り入れるものでございます。2目一般会計繰入金、補正額119万2,000円につきましては、1節保険基盤安定繰入金が額の確定によりまして61万2,000円の増額、2節職員給与等繰入金は、機構改革に伴うシステム配線等の移設により33万円を増額、4目財政安定化支援事業繰入金25万円は、額の確定によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費33万円でございますが、8節報償費5万3,000円は、当初予定より健康家庭がふえたことによる健康家庭記念品代の増額です。13節委託料27万7,000円は、機構改革に伴うシステム配線等の移設費でございます。

続きまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金720万3,000円につきましては、給付費の増額が見込まれることによるものでございます。2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金1,800万円の減額と、4目退職被保険者等療養費52万円の減額は、退職被保険者から一般被保険者への移行などにより所定の補正を行うものでございます。

第2款第2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金900万

円は、当初より増額が見込まれるためのものでございます。

第13款第1項1目予備費48万7,000円の減額は、端数調整によるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第23号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。平成30年度におきましては、介護度の低い方が従来型の訪問介護、通所介護から利用単価の低い基準緩和型の訪問型サービスへ、通所型サービスへとスムーズに移行したなどに伴い、療養費等が全体的に減額となり、それに関する歳入も減額となっております。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,959万3,000円の減額、第4款第2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金344万9,000円の増額につきましては、それぞれ事業の額の確定によるものです。なお、保険者機能強化推進交付金は平成30年度からの新しい制度で、高齢者の自立支援、重度化予防に向けた取り組み具合に応じて交付金が受け取られるもので、上三川町は地域包括支援センターや在宅介護支援センターなど関連機関と連携し、強力に事業を進めていることが認められ、県平均以上の交付金を受けております。

第5款第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3,067万6,000円の減額も、介護給付費交付金等の額の確定によるものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金1,007万3,000円の減額につきましても、国庫と同様に額の確定によるものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金590万円の減額につきましては、介護給付費歳出減に伴う必要額の計上でございます。4目低所得者介護保険料軽減負担金繰入金7万2,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。5目その他一般会計繰入金273万4,000円の減額につきましては、2節事務費繰入金が、複合機移設により3万8,000円の増額、3節その他事業繰入金は、国庫支出金でご説明いたしました保険者機能強化推進交付金充当による一般会計繰入金の減で277万2,000円の減額となるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料3万8,000円につきましては、組織改革による複合機移設によるものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費5,000万円の減額、5目施設介護サービス給付費2,900万円の増額、8目居宅介護住宅改修費250万円の減額、9目居宅介護サービス計画給付費200万円の増額、第2款第2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費500万円の減額、3目地域密着型介護予防サービス給付費250万円の減額、5目介護予防福祉用具購入費35万円の減額、6目介護予防住宅改修費60万円の減額、7目介護予防サービス計画給付費65万円の減額、第2款第3項その他諸費、1目審査支払手数料7万円の増額のそれぞれは、額の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

第2款第4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費800万円の減額、第5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費70万円の減額、第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費800万円の減額、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業25万円の増額につきましては、これまでの支払い実績に基づき所要の補正をするものでございます。また、2目一般介護予防事業は277万2,000円を一般財源から国庫支出金へ財源を入れかえるものでございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1,865万7,000円の減額につきましては、歳入歳出の増減にあわせ基金積立金を減額するものでございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第24号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金9万1,000円につきましては、機構改革に伴うシステム配線の移設費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料9万1,000円は、機構改革に伴うシステム配線等の移設費でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第25号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず、歳入でございます。第1款第1項1目下水道事業費負担金150万円の減額につきましては、加入件数の減少に伴うものでございます。

次に、第2款第1項1目下水道使用料100万円の減額は、使用料の確定見込みによるものでございます。

第4款第1項1目一般会計繰入金581万2,000円の減額につきましては、歳出予算の減額に伴うものでございます。

次に、第7款第1項1目公共下水道事業債4,590万円の減額及び3目特定環境保全公共下水道事業債1,810万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

歳出でございます。第1款第1項1目一般管理費、8節報償費148万2,000円の減額は、加入者の減少に伴うものでございます。13節委託料42万2,000円の減額は、事業費の確定によるも

のでございます。

続きまして、第2款公共下水道費、第1項2目公共下水道費、15節工事請負費4,995万円の減額は、県道道路改良事業の進捗に伴う事業費の確定見込みによるものでございます。次に、3目特定環境保全公共下水道費、13節委託料152万8,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。15節工事請負費1,450万円の減額は、工事箇所変更に伴う事業費の確定見込みによるものでございます。22節補償、補填及び賠償金300万円の減額は、水道管布設替等に伴う事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、第4款第1項公債費、2目利子、23節償還金、利子及び割引料143万円の減額につきましては、支払額の確定によるものでございます。

続きまして、ページを戻りますが、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

第2款公共下水道費、第1項下水道事業費の公共下水道事業につきましては、2分割で発注した雨水調整池整備工事の入札により当初予定以上の執行残額が発生し、急きょ上流側の水路整備事業を発注しましたが、当該工事発注後に地質調査の必要が生じ、調査及び工法検討に期間を要したため、4,000万円を繰り越すものでございます。

続きまして、第3表地方債補正についてご説明いたします。

1の公共下水道事業の補正前の限度額2億1,710万円を補正後の限度額1億7,120万円に、3の特定環境保全公共下水道事業の補正前の限度額6,420万円を補正後の限度額4,610万円に、それぞれ事業費の確定見込みに伴い減額をするものでございます。

以上で、上三川町公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第26号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず、歳入でございます。第3款第1項1目一般会計繰入金544万円の減額は、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳出でございます。第1款第1項8節の報償費39万9,000円の減額は、一括納入者の減少によるものでございます。次に、27節公課費204万1,000円の減額は、消費税の納付額の確定見込みによるものでございます。

続きまして、第2項1目施設管理費、11節需用費300万円の減額は、電気料金の購入先を、見積もり入札により、安価な電力会社から購入できることにより補正をするものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず、上段の資本的収入でございますが、第1款第2項1目出資金880万円の減額は、事業費の確

定見込みに伴う一般会計からの出資金の減額でございます。次に、第3項2目負担区分以外の負担金250万円の減額は、主に水道管布設に伴う公共下水道事業特別会計からの負担金の減額でございます。

次に、下段の資本的支出でございますが、第1款第1項1目水道事業施設整備費、4節工事請負費2,000万円の減額は、多功地区県道道路改良事業の進捗に伴う水道管布設工事の未執行に伴う減額、また、5節委託料200万円の減額につきましては、石田地内下水道管布設に伴う水道管布設替が不要となったため減額をするものでございます。

以上で上三川町水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 一般質問なんですけど、一般じゃなくて一般会計ですね、補正なんですけど、すいません、間違えました。13ページなんですけども、先ほど説明があったんですけども、民生費補助金の中で、しらさぎ保育園が認定になるってことで、3,500万、3,590万ですか、減額になって、そういうことなんですけども、その内容ですね、どういうことになったのかということ、それが1点です。

それと、あと、15ページなんですけども、総務管理費補助金ということで77万5,000円ということで、わがまち未来創造事業ということで出てますけども、この事業の内容ですね、それを聞きたいと思います。

それともう1点はですね、21ページなんですけども、社会福祉費の中で、2のですね、障害者福祉費ということで、23の返還金、利子及び割引料の中で545万6,000円ということで、国と県への返還ってことになってますけども、これはあれですかね、介護保険に伴う返還ということで、そういう理解でよろしいんでしょうか。65歳になりますと介護保険のそういう制度になりますけども、その返還ということでよろしいですか。どうですか。内容、お願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず1点目のご質問にお答えいたします。ページは13ページになります。13款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目の民生費補助金の中で、保育所等整備交付金3,590万円の減がございました。こちらは、議員がおっしゃるとおり、認定こども園開設に係る補助金に関係してのものでございますが、本来、当初は国庫補助金をいただいて、それに町の費用を加算して認定こども園のほうに補助金を出すというような流れで予算を組んでおりました。ところが、県のほうで、国庫補助金の配分ではなく、県の予算の安心こども特別対策事業の中で補助金を出しますよというような内容で変更が行われました。それに伴いまして、15ページをお開きいただきたいと思うんですが、第14款県支出金、第2項県補助金、1目民生費補助金の2節児童福祉費補助金で、説明欄の上から5節目ですね、安心こども特別対策事業2,367万円の増額というように費目が変わりました。この額の違いでございますが、当初は町から最終的に園のほうにお出しする補助金を、当初予算では5,385万円を見積もっておりました。その3分の2ということで、13ページの国庫補助金の保育所等整備交付金は3,590万円を見積もっていたところでございます。それが、先ほどご説明した

とおり、県支出金のほうに切りかわりましたので、それプラスですね、町からお出しする園への補助金、これは補助対象経費あるいは入札等の要因で、先ほど5,385万円の当初予算を見積もったというお話、しましたけれども、最終的に3,550万5,000円ということになります。それに伴いまして、その3,550万5,000円の3分の2の県支出金ということで、2,367万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ページ、14ページの第14款県支出金、第2項県補助金、7目ですね、総務費補助金のわがまち未来創造事業77万5,000円、これにつきましては、当初予算の中では県のほうの事業のほうで補助採択できるかどうか、これについてはまだ不確定だったものですから、当初予算には計上してございませんでした。ただ、申請して、県のほうに申請をしたら、これが補助採択を受けられるということで今回の補正になってございます。

中身でございますが、1市2町で広域で連携して、婚活事業を実施してございますが、それに対する補助として2分の1、77万5,000円が入ってございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 3点目のご質問にお答えいたします。ページは21ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費のうち、23節償還金、利子及び割引料の国県負担金の返還でございますが、こちらは介護保険ではなく、障害者自立支援給付費及び障害者医療費の負担金の返還でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、ご質問ございませんか。はい、10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 国保の13ページで、一般管理費で、健康家庭記念品つうのがあるんですよ、これ増額なってますけど。多分これ、医者にかからない家庭だと思うんですけど、例えば5人いれば5人も、そういう家庭だと思うんですけど、去年、実際、ことしですか、何件ぐらいあったんですか、こういう家庭は。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 今回、補正後の数になります。1年から3年間、健康家庭、かからなかった家庭のことが40件、3年から5年が25件、5年から7年が6件、7件以上が11件です。以上、82件になります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、ご質問ございませんか。はい、1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 一般会計のほうで27ページ、第10款教育費の第1項教育総務費の3目教育研究所費の14節使用料及び賃借料ということで、ソフトウェアの使用料なんですけど、2種類のうち1種類ということだったんですけど、まず2種類というのはどういったソフトウェアを導入予定だったのかということと、1種類は導入をしなかったその理由というのを教えてもらってもいいですか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 まず、ソフトウェアの種類ですけれども、ロイロノートというソフトウェアとMe t a M o J iという2種類のソフトウェアになります。今回ですね、中学校で1年先行してタブレットを導入するときに、中学校ではこの2種類のソフトウェアを使用しました。そのソフトウェアを使用している中で、小学校で導入するのに、小学生が使うにはこのロイロノートのほうのソフトウェアがいいということで、こちらの1種類を選択したことによるものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 あと1点なんですけれども、25ページ、一般会計、補正の一般会計なんですけど、地域おこし協力隊活動支援ということで12万ですか、その前のページに地域おこし協力隊ということで、報酬費で199万2,000円ってことが出てますけども、やはり今の商店街活性化ってことでみんな考えてると思うんですね。そういう商工会からのそういう要望とかね、当然アンケートとか出てると思うんですけども、そういうことを考えた場合ね、やはり減額補正だっということになりますと、本当にそういう事業を、何というんですか、町のほうでね、やる気があるのかどうかってことで、この減額の理由ですね。どういう理由でこの減額になったのか。それをお聞きしたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 地域おこし協力隊につきましては、本町の産品や魅力を町内外に向けて発信することにより町の知名度向上と産業の振興を図るといような目的で、地域おこし協力隊を採用することで予算を確保したところでございます。こうした中で、採用に当たりましては町のホームページへアップするほか、下野新聞に記事を掲載あるいは都内のイベントにおいてパンフレット等を配布したところでございますが、結果的には地域おこし協力隊募集がなかったということで、今回減額させていただいてるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ありませんか。15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 一般会計補正予算の27ページの教育費のあれですね、委託料で中学生海外派遣事業110万5,000円の減というのをちょっと聞き逃したんかもしれませんが、これ、人数が、応募者が少なかったとかそういうことなんでしょうか。どういう理由か、もう一度お願いします。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 派遣人数に増減はございません。見積もり合わせによる価格競争で事業費が抑えられたものでございます。

○議長【田村 稔君】 その他、ご質問ございませんか。1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 まず、12、13ページの……。

○議長【田村 稔君】 一般会計？

○1番【篠塚啓一君】 ごめんなさい、一般会計補正予算のほうの12、13ページ、13款の国庫支出金の第2項国庫補助金の2目民生費補助金の2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金が減額になっているのと、それから20、21ページの第3款民生費、第2項児童福祉費の1目児童福祉

総務費、20節の扶助費、児童手当がどちらも減額になってるんですけど、これって子供っていうか対象の子供、児童が減っていることなのかなと思うんですけど、実際にどれくらい減ってるのか教えてもらってもいいですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず1点目のご質問にお答えします。ページは13ページでございます。13款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金の子ども・子育て支援交付金でございますが、こちらは延長保育事業ですとか放課後児童健全育成事業とか、まあいくつかのメニューがございまして、そちらの総合的な国庫補助金になっております。事業費の確定によるもので減額補正ということでございます。人数というものではございません。

それと、歳出のほうの児童手当の減につきましては、こちらのほうは見込み人数の減少でございまして、当初予算では4,449人を見込んで積算しておりました。最終的にですね、4,262人まで減少するものと見込んで減額補正をしたものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の討論、ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第21号「平成30年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第32、議案第28号「平成31年度上三川町一般会計予算」から、日程第38、議案第34号「平成31年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 平成31年第1回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を述べますとともに、平成31年度予算案についてご説明いたします。

国内の経済状況は、企業収益が過去最高を記録する中で、設備投資が増加するとともに、雇用情勢・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど緩やかな回復が続いており、経済の好循環は着実に回りつつあります。平成31年度の見通しについても、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれております。

しかしながら、我が国の財政状況は、経済成長の低下に伴い税収の伸びが想定より緩やかだったことや、消費税率引き上げ延期などにより、経済・財政再生計画における財政健全化目標である国・地方を合わせた基礎的財政収支の2020年度までの黒字化の達成が困難となり、デフレ脱却、経済再生の実現はいまだ道半ばの状況にあります。

このような中、政府は引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むことによる600兆円経済の実現と、新たな財政健全化目標として2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととしております。

また、地方においては景気回復が行き渡っているとは言えず、さらには人口減少や少子高齢化などの重要課題を抱えております。国は、地方創生の推進により地方に新しい人の流れをつくり、個性と活力あるまちづくりに向け各地域が主体的に取り組む意欲を求めており、こうした意欲ある地方自治体を情

報、人材、財政の面から支援するとしております。

本町におきましては、平成27年度に「上三川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の歯どめと活力維持に取り組んでまいりましたが、計画最終年度となる平成31年度においても新しい人の流れをつくるための移住、交流の推進や、他の自治体との連携を深めるなど総合戦略に掲げた目標の達成に向け取り組んでまいります。

町政運営に当たりましては、多様化、高度化する町民ニーズを的確に捉えながら、「第7次総合計画基本計画」に盛り込まれた施策を積極的に推進することにより住民福祉の増進に努めるとともに、町の将来像である「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け、全力を傾注してまいり所存であります。ここに、町議会議員の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、平成31年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」において、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の3本柱の改革の加速・拡大を基本的考え方として、特に社会保障関係費の増加圧力が高まっていることから、社会保障改革を軸として歳出改革等に着実に取り組んでいくとしております。

地方公共団体全体の財政においては、経済の回復基調によって自主財源である住民税の増収が期待されるものの、収支の均衡が図れるまでには至らず、依然として補助金や交付金等の依存財源が重要な財源となっているのが現状であります。また、高齢化の進展や少子化対策に伴う扶助費が年々増加していることから、義務的経費の占める割合がふえ、財政を圧迫している状況にあります。

本町におきましても、社会保障関係経費など経常的な経費の割合がふえていることに加えまして、住民税の税収が景気の動向により大きく変動することから、中長期的な視点を持った財政運営が必要となっております。

依然として厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の平成31年度予算案は、「第7次総合計画基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる具体的な取り組みの推進を図るとともに、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すことを基本的な考え方としつつ、町民ニーズ、費用対効果等を十分に勘案した上で、事務事業の選択と集中を図りながら、重点的な予算配分に努めて編成したものであります。

この結果、平成31年度一般会計予算案の総額は112億円となり、前年度と比較して5億4,300万円、5.1%の増となりました。

まず歳入について申し上げますと、自主財源の根幹をなす町税は、固定資産税等の増収見込みにより、予算計上額は57億6,963万2,000円となり、前年度と比較して8,426万円、1.5%の増となりました。地方交付税のうち普通交付税については交付団体となる見込みから、1億2,000万円を計上いたしました。

また、財源の有効活用のため、建設地方債及び臨時財政対策債の起債と、財政調整基金、町債管理基金、社会福祉基金及び町営住宅施設整備基金の活用を図ることといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は70億2,603万円、構成比62.7%、前年度比4

億2,476万6,000円、5.7%の減、依存財源は41億7,397万円、構成比37.3%、前年度比9億6,776万6,000円、30.2%の増となりました。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は77億5,829万8,000円、前年度比7億9,866万9,000円、11.5%の増となりました。また、投資的経費は12億8,923万2,000円、前年度比2億1,734万1,000円、20.3%の増となりました。その他の経費は21億5,247万円、前年度比4億7,301万円、18.0%の減となりました。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業会計予算案は30億2,000万円で、前年度比1億2,000万円、4.1%の増。介護保険事業会計予算案は22億4,700万円で、前年度比8,200万円、3.8%の増。後期高齢者医療会計予算案は2億7,100万円で、前年度比400万円、1.5%の増。公共下水道事業会計予算案は平成31年度から公営企業会計移行により皆減、農業集落排水事業会計予算案は3億2,300万円で、前年度比600万円、1.9%の増となりました。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は170億6,100万円となり、前年度予算案と比較して4億8,400万円、2.8%の減となりました。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。水道事業会計予算案の収益的収支は、収入6億672万3,000円で、前年度比503万7,000円で0.8%の増、支出5億9,002万2,000円で、前年度比1,783万3,000円、3.1%の増、資本的収支は、収入8,950万3,000円で、前年度比760万円、9.3%の増、支出3億1,103万円で、前年度比574万8,000円、1.9%の増、平成31年度から公営企業会計適用となる下水道事業会計予算案の収益的収支は、収入8億9,047万7,000円、支出8億2,630万7,000円、資本的収支は、収入7億5,001万9,000円、支出8億8,731万4,000円であります。

次に、平成31年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、第7次総合計画前期基本計画修了後の5年間に取り組むべき主要施策等を示す後期基本計画の策定等に着手いたします。また、地域公共交通としてのデマンド交通の運行に加え、より広範囲への移動を可能とできるよう広域連携によるバス路線の実証運行を行ってまいります。

第3款民生費では、自立支援医療費の支給、重度の障がい者に対する医療費助成、地域生活支援、自立支援のための給付など、障がい者支援の充実を図ってまいります。また、第3子以降の出産に対する祝金の支給、指定管理による放課後児童クラブの運営、医療費の助成、私立保育園に対する助成、新生児の誕生祝いとしてベビーギフトの贈呈など子育て支援の充実を図ってまいります。

第4款の衛生費では、感染症対策としての予防接種、がん・結核検診等の保健サービスの充実や、町民一人一人の健康づくり活動を促進してまいります。また、これまで以上に子育て支援を充実させるため、産後ケア、産前・産後サポートを開始し、子育て世代包括支援センター「しらピヨ」での相談事業等とあわせて、妊娠期から出産、子育て期における切れ目のない支援を行ってまいります。

第6款の農林水産業費では、首都圏農業推進事業、園芸産地振興対策、土地利用型経営体育成、環境保全型農業直接支援対策、農地集積推進、農業次世代人材投資事業など、農業の振興に取り組んでまいります。また、本町のすぐれた農産物や生産品等をかみのかわブランドとして認定し、町の知名度の向

上による販路拡大を図る取り組みや、上三川いきいきプラザ北側に整備した農産物直売所の営業を開始いたします。

第7款の商工費では、プレミアム商品券発行に対する補助による商業の振興、新産業団地整備の推進による工業の振興、夕顔サマーフェスティバル、かみのかわ町おこし夏祭りの開催に対する補助、上三川景観スポットの整備等による観光の振興に取り組んでまいります。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路・橋梁の適正な維持管理に努め、町内道路網及び快適な道路環境の整備を推進してまいります。また、市街地における公園整備を推進し、居住環境の向上を図るとともに、住宅取得補助により定住者の増加を図ってまいります。

第9款の消防費では、消防団員活動服の更新や消防団員詰所の整備により消防体制の充実を図るとともに、避難所用の備蓄食料や資機材の整備により防災体制の充実を図ってまいります。

第10款の教育費では、小中学校へのタブレット型情報端末の追加整備や、学校施設設備の計画的な改修・整備など、学校教育環境の改善・整備を進めてまいります。また、2022年の国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」に向け、スポーツ活動の拠点である体育センターの耐震・大規模改修工事に着手いたします。さらには、遺跡地図作成、出土遺物の保存処理、町指定文化財説明看板整備による文化の振興を図ってまいります。

なお、特別会計及び企業会計に対しては、所要の繰出、出資等を行います。

以上のような施策の実施により、町の将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指してまいります。

しかし、これら施策の実施に当たりましては、町民と行政が連携を図りながら一体となって推進する必要がございます。そこで、広報紙、町ホームページ、メール配信などの広報活動や町長と語る会などの公聴活動に加え、積極的な情報発信による町民との情報共有化と、行政活動への町民や関係団体の参画のほか、民間の参画による協働体制の確立を図ることにより、さらなる「協働と自立のまちづくり」を進めてまいります。

以上、平成31年度に臨む所信の一端を申し述べるとともに、予算案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「平成31年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町議会委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めるとなっておりますので、議員全員の16人としてまいりたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「平成31年度予算特

別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の16人と決定いたしました。

次に、平成31年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

○議長【田村 稔君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。議員の方は控室へ、休憩中に互選をいただき、休憩後、その結果について、年長議員の7番、高橋正昭君より報告をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時09分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 休憩中に互選いただきました、平成31年度予算特別委員会の正副委員長について、報告を求めます。7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいま別室で選考した結果を発表いたします。

委員長に松本 清議員、副委員長に神藤昭彦議員、以上であります。

○議長【田村 稔君】 ただいま報告のとおり、平成31年度予算特別委員会の正副委員長については決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第2号から議案第20号までにつきましては、3月11日までに平成31年度予算特別委員会に付託します。議案第21号から議案第34号までにつきましては、3月19日までに審査を終了するよう、それぞれ期限をつけることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第20号までについては3月11日までに、議案第21号から議案第34号までについては3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時11分 延会